

Project Group

“Restatement of European Insurance Contract Law”

Established by:

Prof. Dr. *Fritz Reichert-Facilides* (†), LL.M., Innsbruck

Chairman:

Prof. Dr. *Helmut Heiss*, LL.M., Zurich

www.restatement.info

Japanese

Private translation

by

Kyoko Kaneoka, Souichirou Kozuka and Satoshi Nakaide

Status: 1 November 2015

ヨーロッパ保険契約法原則(PEICL)

第1部

ヨーロッパ保険契約法原則(PEICL)に含まれるすべての契約に共通する規定

第1章

前提的規定

第1節

PEICLの適用

第1：101条 実質法的適用範囲

- (1) PEICLは、相互保険を含む私保険全般に適用される。
- (2) PEICLは、再保険には適用されない。

第1：102条 選択的適用

PEICLは、国際私法にもとづく準拠法選択の制約にかかわらず、当事者がその契約について適用されるべきことを合意したときに適用される。第1：103条に従うことを条件として、PEICLは全体として適用され、特定の規定を除外することは許されない。

第1：103条 強行規定性

- (1)
第1：102条第2文、第2：104条、第2：304条、第13：101条、第17：101条及び第17：503条は、強行規定とする。その他の規定は、詐欺的な行為への制裁に関する限度で強行規定とする。

(2)

その他のいかなる規定も、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の不利益にならない限り、契約によりこれと異なる定めをすることができる。

(3)

指令2009/138/EC第13条第27項に定める大規模危険を保障(補償)する契約においては、第2項にいう異なる定めをいずれの当事者の利益にもすることができる。団体保険においては、異なる定めは、指令2009/138/EC第13条第27項(b)及び(c)に定められた主体的要件を満たす個々の被保険者に対するのみすることができる。

第1：104条 解釈

PEICLは、その文言、文脈、目的及び比較法的背景に照らして解釈される。とりわけ、保険分野における信義誠実、契約関係の安定性、適用の統一性及び保険契約者の適切な保護を促進する必要性が配慮されなければならない。

第1：105条 国内法及び一般原則

(1)

国内法は、PEICLを限定するためにも補充するためにも参照することは許されない。PEICLに固有の規定が含まれていない保険の分野のみを対象として制定された強行的な国内法については、この限りではない。

(2)

保険契約に関する問題であってPEICLにおいて明示的に解決されていないものは、ヨーロッパ契約法原則(PECL)¹に従って解決され、その中にも適当な規定がない場合は、EU加盟国の法に共通の一般原則に基づいて解決されるものとする。

第2節

総則

第1：201条 保険契約

¹ Lando/Beale (eds.), *Principles of European Contract Law, Parts I and II* (Kluwer Law International, The Hague 2000); Lando/Clive/Prüm/Zimmermann (eds.), *Principles of European Contract Law, Part III* (Kluwer Law International, The Hague 2003) 参照。

(1)

「保険契約」とは、当事者の一方、すなわち保険者が、相手方、すなわち保険契約者に対して、保険料を対価として特定の危険に対する保障（補償）を約する契約をいう。

(2) 「保険事故」とは、保険契約において特定された危険が実現することをいう。

(3) 「損害保険」とは、保険者が保険事故の発生により生じた損失を填補する義務を負う保険をいう。

(4) 「定額保険」とは、保険者が保険事故の発生に対して定額の金銭を支払う義務を負う保険をいう。

(5) 「責任保険」とは、被保険者が被害者に対して法的な責任を負うことを危険とする保険をいう。

(6)

「生命保険」とは、保険者の義務又は保険料の支払いが、保険対象者の死亡又は生存のみによって定義される保険事故にかかる保険をいう。

(7)

「団体保険契約」とは、保険者と団体代表者の間における、団体代表者と共通の関係を有する団体構成員の利益のための契約をいう。団体保険契約は、団体構成員の家族もまた保障（補償）することができる。

(8)

「強制加入団体保険」とは、団体構成員が団体に所属すると自動的に保険を付され、保険を拒絶することができない団体保険をいう。

(9)

「任意加入団体保険」とは、団体構成員が個人として申込み、又はその保険を拒絶しなかった結果として、その保険を付されることとなる団体保険をいう。

第 1 : 2 0 2 条 追加的定義

(1) 「被保険者」とは、損害保険において損失に対してその利益が保護される者をいう。

(2) 「保険金受取人」とは、定額保険において保険金の支払いを受けるべき者をいう。

(3)

「保険対象者」とは、その者の生命、健康、身体の機能又は身体の状態が保険に付される者をいう。

(4)

「被害者」とは、賠償責任保険において、その者の死亡、傷害又は損失につき被保険者が責任を負う者をいう。

(5) 「保険代理人」とは、保険者が保険契約の販売又は管理のために起用した保険媒介者をいう。

(6)

「保険料」とは、保障（補償）の提供に対する対価として保険契約者が保険者に対して支払うべき金銭をいう。

(7)

「契約期間」とは、契約の締結時に開始し、合意された期間が経過した時に終了する契約上の義務が存続する期間をいう。

(8) 「保険期間」とは、両当事者の合意に従って保険料が支払われる対象の期間をいう。

(9) 「責任期間」とは、保障（補償）を提供する期間をいう。

(10) 「強制保険」とは、法令によって課される義務に従って締結される保険をいう。

第 1 : 203 条 文書の言語及び解釈²

(1)

保険者が提供する全ての文書は、平易かつ明瞭であって、契約が交渉された言語によって記述されていなければならない。

(2)

保険者が提供する文書又は情報の文言の意味に疑義があるときは、保険契約者、被保険者又は保険金受取人のいずれかにとって最も有利な解釈を採用する。

第 1 : 204 条 文書受領の証拠

保険者が提供すべき文書を保険契約者が受領したことの証明責任は、保険者が負う。

第 1 : 205 条 通知の様式

PEICL に別段の定めがある場合を除いて、申込人、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険契約に関して行う通知は、特定の様式によるべきことを要求されない。

第 1 : 206 条 了知とみなす場合

保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険契約の締結又は履行に不可欠な責務を第三者に託したときは、当該第三者が当該責務の履行に際して知り、又は知るべきであったことは、当該保険契約者、被保険者又は保険金受取人が知っていたものとみなす。

² 第 1 : 203 条 2 項は、不公正契約条項指令(93/13/EEC)第5条をモデルとしている。

第1：207条 差別禁止³

(1) 性別、妊娠、出産、国籍及び人種又は民族的出自は、個々の保険料及び保険給付に差異を設けるための要素としてはならない。

(2) 保険料に関する条件を含め、本条1項に違反する契約条件は、保険契約者又は被保険者との関係において無効とする。第3項に服することを前提として、契約は非差別的条件に基づいて当事者を拘束する。

(3)

第1項に違反するときは、保険契約者はその契約を解約することができる。保険契約者は、当該違反を知った時から二ヶ月以内に保険者に対して書面をもって解約通知を行わなければならない。

第1：208条 遺伝子検査

(1)

保険者は、申込人、保険契約者又は保険対象者に対して、遺伝子検査を受け若しくはその検査結果を開示することを求め、又はその情報を危険の測定のために使用してはならない。

(2)

第1項の規定は、保険対象者が18歳以上である人保険であって、この者に対する保険金額が30万ユーロを超え、又は保険証券に基づいて支払われる1年あたりの金額が3万ユーロを超えるものには適用しない。

第3節

強行規定の実現

第1：301条 差止請求⁴

(1)

第2項に規定する適格団体は、PEICLが第1：102条により適用される場合には、管轄権を有する国内裁判所その他の機関に対して、PEICLの違反を禁止し又はその差止を命ずる命令を求めることができる。

(2)

適格団体とは、消費者利益の保護のための差止請求権に関する2009年4月23日の欧州議会・欧州理

³ 本条は、男女均等待遇原則指令(2004/113/EC)及び欧州裁判所C-236/09判決*Association Belge des Consommateurs Test-Achats ASBL and Others v Conseil des ministres* [2011] ECR I-773をモデルとしている。

⁴本条は差止指令(2009/22/EC)をモデルとしている。

事会指令2009/22/EC第4条に従って欧州委員会が策定したリストに記載されている団体又は組織を意味する。

第1：302条 裁判外の苦情及び救済手続

PEICLが適用される場合であっても、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、PEICLが適用されなかったとしたら利用することのできる裁判外の苦情及び救済手続の開始は妨げられない。

第2章

保険契約の初期段階及び期間

第1節

申込人の契約前の情報提供義務

第2：101条 告知義務

(1)

契約の締結に際し、申込人は、保険者に対して、自己が知り、又は知るべき事項であって、かつ保険者が明瞭かつ正確な質問の対象としたものを告知する義務を負う。

(2)

第1項に定める事項には、被保険者となる者が知り、又は知るべきであった事項を含む。

第2：102条 違反

(1)

保険契約者が第2：101条に違反した場合には、第2項ないし第5項に従うことを条件として、保険者は契約の合理的な変更を提案し又は契約を終了することができる。このときは、保険者は、第2：101条の違反を知った時又はそれが明らかになった時から1ヶ月以内に、その決定の法的な効果に関する情報とともに、書面によりその意図を通知しなければならない。

(2)

保険者が合理的な変更を提案したときは、保険契約者が第1項所定の通知を受領した時から1ヶ月以内にその提案を拒絶しない限り、契約はその提案された変更に基づいて存続する。保険契約者が拒絶したときは、保険者は、保険契約者による拒絶が書面により通知されてから1ヶ月以内に、契約を終了することができる。

(3)

保険契約者が帰責事由なくして第 2 : 1 0 1 条に違反した場合には、保険者は、その情報を知っていれば契約を締結しなかったことを証明したときを除き、契約を終了することができない。

(4)

契約の終了は、第 1 項所定の書面による通知を保険契約者が受領してから 1 ヶ月後に効力を生ずる。変更は、当事者の合意にもとづいて効力を生ずる。

(5)

保険事故が、保険契約者の過失による不告知又は不実告知の対象となった危険の要素によって、終了又は変更が効力を生ずる前に発生したときは、保険者がその情報を知っていれば契約を締結しなかった場合には、保険金は支払われない。ただし、保険者がより高額 of 保険料又は異なる条件であれば契約を締結していた場合には、保険金は、その割合に応じて又は該当する条件を適用して支払われる。

第 2 : 1 0 3 条 例外

第 2 : 1 0 2 条に定める制裁は、以下の場合には適用しない。

(a) 回答がなされなかった質問又は明らかに不完全若しくは不正確な情報。

(b)

告知されるべきであった情報又は不正確に告知された情報であって、合理的な保険者が契約締結の可否又は合意された条件による契約の締結を判断する上で重要ではなかったもの。

(c) 保険者が、告知の必要がないと保険契約者に誤信させた情報。

(d) 保険者が知り、又は知るべきであった情報。

第 2 : 1 0 4 条 詐欺による違反

第 2 : 1 0 2 条に定める制裁にかかわらず、保険者は、保険契約者の詐欺による第 2 : 1 0 1 条の違反によって契約を締結することとなったときは、契約を取消し、かつ保険料を返還しないことができる。取消の通知は、詐欺を保険者が知ったときから 2 ヶ月以内に保険契約者に対して書面でなされなければならない。

第 2 : 1 0 5 条 追加的な情報

第 2 : 1 0 2 条ないし第 2 : 1 0 4 条の規定は、契約締結に際し、保険契約者が第 2 : 1 0 1 条により義務づけられた情報に加えて提供した情報についても適用される。

第 2 : 1 0 6 条 遺伝子検査

この節の規定は、第 1 : 2 0 8 条第 1 項に定める遺伝子検査の結果には適用しない。

第 2 節

保険者の契約締結前の義務

第 2 : 2 0 1 条 契約締結前の書面の提供⁵

(1)

保険者は、申込人に対し、使用しようとする契約条項の写し及び以下の情報のうち該当するものを記載した書面を提供しなければならない。

(a)

契約当事者の名称及び住所、特に保険者の本店及び契約を締結し又は保障 (補償) を提供する支店がある場合にはその支店の名称及び住所、並びに保険者の法的形態

(b) 被保険者、並びに生命保険の場合には保険金受取人及び保険対象者の名称及び住所

(c) 保険代理人の名称及び住所

(d) 保険の目的物及び保障 (補償) される危険

(e) 保険金額及び控除があるときはその額

(f) 保険料の額及びその算定方法

(g) 保険料の支払時期並びに支払いの場所及び方法

(h) 契約期間 (契約を終了する方法を含む。) 及び責任期間

(i)

損害保険においては第 2 : 3 0 3 条、生命保険においては第 1 7 : 2 0 3 条に従って申込を撤回し又は契約を取消す権利

(j) 契約が PEICL の適用を受けること

(k) 申込人のための裁判外の苦情処理及び救済制度の存在並びに利用方法

(l) 保証基金その他の補償措置の存在

⁵ 本条は、第二次ソルベンシー指令(2009/138/EC)第183条ないし第189条をモデルとしている。

(2)

この情報は、可能な限り、申込人が契約を締結するか否かを検討する上で十分な時間を置いて提供されなければならない。

(3)

申込人が、保険者が提供する申込書若しくは質問票又はその双方にもとづいて保険保障（補償）を申し込む場合には、保険者は、記入後の書面の写しを申込人に交付しなければならない。

第 2 : 2 0 2 条 保障（補償）の不合致を指摘する義務

(1)

契約の締結にあたり、保険者は、申込人が独立の媒介者の補佐を受けているか否かを含み契約締結の事情及び方法を考慮して、引き受けようとする保障（補償）と保険者が知り、又は知るべきであった申込人の要望との間に合致しない点があれば、それを申込人に指摘しなければならない。

(2) 第 1 項の違反があったときには、次の双方の規定を適用する。

(a)

保険者は、過失なく行動した場合を除き、保険契約者に対して、その指摘義務違反から生じたすべての損害を賠償しなければならない。

(b)

保険契約者は、違反を知ったときから 2 ヶ月以内に書面により通知することによって、契約を終了する権利を有する。

第 2 : 2 0 3 条 保障（補償）の開始時期を指摘する義務

申込人が、申込の提出時に保障（補償）が開始すると誤信しており、それが合理的であった場合において、保険者がこの誤信を知り、又は知るべきであったときは、保険者は、暫定的な保障（補償）を引き受ける場合を除き、契約が締結される時（契約の締結に加えて、第一回保険料が支払われることまで要する場合には、その時）まで保障（補償）が開始しないことを、保険契約者に対して直ちに指摘しなければならない。保険者は、この指摘義務に違反した場合には、第 2 : 2 0 2 条第 2 項 (a) に従って責任を負う。

第 3 節

契約の締結

第 2 : 3 0 1 条 締結の方法

保険契約は、書面によって締結し又は証明することを要しないものとし、様式について他のいかなる要件にも服さない。契約は、口頭の証言を含むいかなる手段によっても証明することができる。

第2：302条 保険申込の撤回

保険の申込は、保険者からの承諾を申込人が受領する前に撤回が保険者に到達する限り、申込人が撤回することができる。

第2：303条 クーリング・オフ期間⁶

(1)

保険契約者は、承諾の受領又は第2：501条に定める書類の到達のいずれか遅い方から2週間以内に書面による通知を発することにより、契約を取消することができる。

(2) 保険契約者は、以下の場合には契約を取消することができない。

(a) 契約期間が1ヶ月未満の場合。

(b) 契約が第2：602条により延長された場合。

(c) 暫定的な保険、責任保険又は団体保険の場合。

第2：304条 不当条項⁷

(1)

個別的に交渉されなかった条件は、保険契約の性質、他のすべての契約条件及び契約が締結された時の状況を勘案すると、信義誠実の要請に反して、契約の下で生ずる保険契約者、被保険者又は保険金受取人の権利及び義務に関する重大な不均衡により不利益をもたらす場合には、これらの者との関係において効力を生じない。

(2)

契約は、不公正な条件を除いても存続することが可能な場合は、両当事者を拘束する。これ以外の場合、不公正な条件は、当該条件が不公正であることを知っていれば合理的な当事者が合意していたであろう条件によって置き換えられる。

(3) 本条は、保障(補償)を限定又は変更する条件にも適用するが、以下のものには適用しない。

(a) 保障(補償)及び保険料の額の相当性。

(b)

引き受けられた保障(補償)又は合意された保険料に関する本質的事項を規定する条件。ただし、当該条件が平易かつわかりやすい言葉で書かれている場合に限る。

⁶ 本条は、通信販売指令(2002/65/EC)をモデルとしている。

⁷ 本条は、不公正契約条項指令(93/13/EEC)をモデルとしている。

(4) 契約条件は、あらかじめ作成されており、保険契約者がその実質について影響力を持つことができない場合、特に事前に様式化された標準契約約款である場合には、個別的な交渉を経していないものと常にみなされる。ある条件の特定の問題点又は一条件が個別的に交渉されていたときも、契約を全体として見れば標準契約約款であると言える場合には、契約の他の部分に本条を適用することを妨げない。標準条件が個別的に交渉されていることを保険者が主張するときは、そのことの証明責任は保険者が負う。

第 4 節

遡及的及び暫定的な保障 (補償)

第 2 : 4 0 1 条 遡及的な保障 (補償)

(1)

契約が締結される以前の期間について提供される保障 (補償) (遡及的な保障 (補償)) の場合に、保険者が、契約締結時に保障 (補償) される危険が発生していないことを知っていたときは、保険契約者は、契約締結後の期間のみに対応した保険料を負担するものとする。

(2)

遡及的な保障 (補償) の場合に、保険契約者が、契約締結時に保険事故が発生していることを知っていたときは、第 2 : 1 0 4 条の適用を妨げることなく、保険者は、契約締結後の期間のみについて保障 (補償) を提供するものとする。

第 2 : 4 0 2 条 暫定的な保障 (補償)

(1)

暫定的な保険契約を締結するときは、保険者は、第 2 : 5 0 1 条 (a) 号、(b) 号、(d) 号、(e) 号及び (h) 号のうち該当するものに定める情報を記載したカバーノートを発行するものとする。

(2)

第 2 : 2 0 1 条ないし第 2 : 2 0 3 条及び、本条第 1 項の適用を妨げることなく、第 2 : 5 0 1 条は、暫定的な保障 (補償) には適用しない。

第 2 : 4 0 3 条 暫定的な保障 (補償) の期間

(1)

保険契約の申込人に対して暫定的な保障 (補償) が提供される場合、その保障 (補償) は、保険契約上の保障 (補償) の開始につき合意された時又は申込を最終的に拒絶する旨の通知を申込人が保険者から受領した時まで存続する。

(2)

同一の保険者に対して保険契約を申し込んでいない者に対して暫定的な保障 (補償) が提供される場合、

その保障（補償）の提供は、第2：601条第1項に定める期間よりも短い期間について行うことができる。その場合の保障（補償）は、いずれかの当事者から、2週間前に通知することにより取り消すことができる。

第5節

保険証券

第2：501条 内容

保険契約を締結した時は、保険者は、以下の情報のうち該当するものを記載した保険証券を、保険証券に記載がない場合には一般的な契約条件と共に、交付しなければならない。

(a)

契約当事者の名称及び住所、特に保険者の本店及び契約を締結し又は保障（補償）を提供する支店がある場合にはその支店の名称及び住所、並びに保険者の法的形態

(b) 被保険者、並びに生命保険の場合には保険金受取人及び保険対象者の名称及び住所

(c) 媒介者の名称及び住所

(d) 保険の目的物及び保障（補償）される危険

(e) 保険金額及び控除がある場合はその額

(f) 保険料の額及びその計算方法

(g) 保険料の支払期限並びに支払いの場所及び方法

(h) 契約期間（契約を終了する方法を含む。）及び責任期間

(i)

損害保険においては第2：303条、生命保険においては第17：203条に基づいて、申込みを撤回し又は契約を取消す権利

(j) 契約がPEICLの適用を受けること

(k) 申込人のための裁判外の苦情処理及び救済制度の存在並びにその利用方法

(l) 補償基金その他の保護措置の存在

第2：502条 証券の効力

(1)

保険証券の条項が保険契約者の申込み、その他当事者間の事前の合意と異なっている場合、証券のなかで強調されている相違は、証券の受領から 1 ヶ月以内に保険契約者が異議を申し立てない限り、保険契約者によって同意されたものとみなされる。保険者は、証券の中で強調されている相違に対して異議を申し立てる権利を、保険契約者に対し太字の記載により告知しなければならない。

(2)

保険者が第 1 項に従わなかった場合には、契約は、保険契約者が申込んだ条件又は当事者間の事前の合意に従って合意されたものとみなす。

第 6 節

保険契約の期間

第 2 : 6 0 1 条 保険契約の期間

(1)

保険契約の期間は 1 年とする。当事者は、危険の性質により必要とされるときは、異なる期間を合意することができる。

(2) 第 1 項は人保険には適用しない。

第 2 : 6 0 2 条 契約延長

(1) 第 2 : 6 0 1 条に定める 1 年の期間が満了した後は、契約は、以下の場合を除き延長される。

(a)

保険者が、契約期間満了の 1 ヶ月以上前に、書面により、理由を付して反対の趣旨の通知をした場合。

(b)

保険契約者が、契約期間満了の日又は被保険者の保険料請求書を受領してから 1 ヶ月後のいずれか遅い方までに、書面により反対の趣旨の通知をした場合。後者の場合には、1 ヶ月の期間は請求書中に太字によって明瞭に記載されているときのみ開始する。

(2) 第 1 項 (b) の適用上、通知の効力は発信時に発生したものとみなす。

第 2 : 6 0 3 条 契約条件の変更

(1)

第 2 : 6 0 2 条に基づく延長の対象となる保険契約において保険料及びその他契約の条件を変更する権限を保険者に与える条項は、以下の基準がすべて満たされている場合を除き、効力を有さない。

(a) 変更は、次回の延長時までの間は効力を有しないものとされること。

(b) 保険者が、現在の契約期間の満了よりも 1 ヶ月以上前に書面により変更を通知すること。

(c)

通知の中で、保険契約者に対し、契約終了の権利があること及びその権利が行使されなかった場合の効果が説明されていること。

(2) 第 1 項の規定は、変更条項の効力に関する他の制約の適用を妨げるものではない。

第 2 : 6 0 4 条 保険事故発生後の契約の終了

(1) 保険事故発生後の契約終了を定める条項は、以下の双方が満たされる場合を除き効力を有しない。

(a) 契約を終了する権利が両当事者に与えられていること。

(b) 保険契約が人保険に関するものではないこと。

(2) 終了条項及び終了権の行使は、いずれも合理的でなければならない。

(3)

保険事故を知ってから 2 ヶ月以内に、相手方に対して書面による終了の通知を発しないときは、当事者の契約終了権は消滅する。

(4) 保障 (補償) は、第 3 項に従った通知の 2 週間後に終了する。

第 7 節

契約後の保険者の情報提供義務

第 2 : 7 0 1 条 一般的な情報提供義務

契約期間中、保険者は、その名称及び所在地、法的形態、本店及び契約を締結した代理店又は支店の所在地に関する変更の情報を、遅滞なく、書面により保険契約者に提供しなければならない。

第 2 : 7 0 2 条 請求による追加的情報

(1)

保険契約者が請求する場合に、保険者は、以下の事項に関する情報を遅滞なく、保険契約者に提供しなければならない。

(a) 保険者に対して、合理的に要求できる範囲内において、契約の履行に関わる一切の事項。

(b) 保険契約者と締結した契約と同種の保険契約について、保険者が使用する新しい標準契約条件。

(2) 保険契約者の請求及び保険者の回答は、いずれも書面によらなければならない。

第 3 章

保険媒介者

第 3 : 1 0 1 条 保険代理人の権限

(1)

保険代理人は、現在の保険業界の慣行において自身の業務範囲に属する行為の全てを、保険者のために実行する権限を有する。保険代理人の権限に課されたいかなる制限も、保険契約者に対し、独立の書面により明瞭に通知されなければならない。ただし、保険代理人の権限は、少なくとも実際の業務委託範囲を含むものでなければならない。

(2) 保険代理人の権限は、いかなる場合にも、以下のものを含むものとする。

(a) 保険契約者に情報を提供しかつ助言すること。

(b) 保険契約者からの通知を受領すること。

(3)

保険代理人がその業務の過程で知り、又は知るべきであったことは、保険者が知っていたとみなす。

第 3 : 1 0 2 条 独立と称する保険者の代理人

保険者の代理人が独立の媒介者と称している場合に、独立の媒介者に課される法律上の義務に違反して行動したときは、保険者は、その違反について責任を負う。

第 4 章

保障 (補償) される危険

第 1 節

予防措置

第4：101条 予防措置：意義

予防措置とは、保険契約の条項であって、保険者の責任の前提条件とされているか否かを問わず、保険契約者又は被保険者に対して、保険事故の発生前に何らかの行為を行うこと又は行わないことを義務付けるものをいう。

第4：102条 保険者の契約解約権

(1)

予防措置に違反した場合に保険者が契約を終了させる権限を有することを定める条項は、保険契約者又は被保険者が、損失を発生させる意図をもって又は損失の発生のおそれがあることを認識ながら無謀に義務に違反した場合を除き、効力を有しない。

(2)

解約権は、予防措置の違反が保険者の知り、又は保険者に明らかになった時から1ヶ月以内に、保険契約者に対する書面によって行使されなければならない。保障（補償）は、解約時に終了する。

第4：103条 保険者の免責

(1)

予防措置の違反によって保険者が責任の全部又は一部を免れることを定める条項は、保険契約者又は被保険者が損失を発生させる意図をもって又は損失の発生のおそれがあることを認識ながら無謀に義務に違反したことによって損失が発生した限度においてのみ効力を有する。

(2)

過失の程度に従って保険金を減額する明瞭な規定があればそれに従うことを条件として、保険契約者又は被保険者は、過失による予防措置の違反によって発生した損失に対して保険金の支払いを受けることができる。

第2節

危険の増加

第4：201条 危険の増加に関する条項

保険契約中に、保障（補償）された危険の増加に関する条項が含まれている場合、その条項は、当該危険の増加が重大なものであり、かつ保険契約において特定された種類のものであるときを除き、効力を有しない。

第4：202条 危険の増加を通知する義務

(1)

危険の増加に関する条項がその通知を義務づけている場合には、保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、保障（補償）の存在及び危険の増加を知り、又は知るべきであったことを条件として、その通知をしなければならない。通知義務を負う者以外の者による通知も効力を有する。

(2)

通知を所定の期間内に行うよう条項中で義務づける場合には、その期間は合理的なものでなければならない。通知は発信の時に効力を有する。

(3)

通知義務の違反があったときに、保険者が、そのことを理由として保障（補償）の範囲内に含まれる事故からそれ以降に発生した損失についての支払を拒むことは、その損失が危険の増加を通知しなかったことの結果でない限り、許されない。

第4：203条 契約の終了及び免責

(1)

契約において、保障（補償）された危険が増加したときは保険者が契約を解約することができることと定めている場合には、その権利は、危険の増加が保険者の知り、又は保険者に明らかになった時から1ヶ月以内に、保険契約者に対する書面によって行使されなければならない。

(2)

危険の保障（補償）は、終了から1ヶ月後に、保険契約者が第4：202条の義務に意図的に違反した場合には解約時に、終了する。

(3)

保険事故が、危険の保障（補償）が終了する前に、保険契約者が知り、又は知るべきであった危険の増加から発生したときは、増加後の危険であれば保険者は引き受けなかった場合には、保険金は支払われない。保険者が、増加後の危険をより高い保険料又は異なる条件の下で引き受けていた場合には、保険金は、その割合に応じて又は該当する条件を適用して支払われる。

第3節

危険の減少

第4：301条 危険の減少の効果

(1)

危険の重大な減少があった場合には、保険契約者は、残存する契約期間について、その割合に応じた保険料の減額を請求することができる。

(2)

両当事者が、割合に応じた減額について請求から1ヶ月の間に合意することができないときは、保険契約者は、請求から2ヶ月以内に書面による通知によって契約を解約することができる。

第5章

保険料

第5：101条 第1回又は一時払い保険料

保険者が、第1回又は一時払い保険料の支払いを契約の成立又は保障（補償）の開始の条件としているときは、その条件は、次の全てを満たす場合を除き、効力を生じないものとする。

(a)

その条件が、明瞭な表現により、かつ保険料が支払われるまでは保障（補償）が開始されない旨を申込人に対して警告することにより、書面で申込人に対して伝達されていること。

(b)

(a) の要件を満たす請求書の受領後、支払いがなされることなく2週間の期間が経過していること。

第5：102条 2回目以降の保険料

(1)

2回目以降の保険料が支払われない場合に保険者が危険を保障（補償）する義務から免れることを定める条項は、次のすべてを満たす場合を除き、効力を生じないものとする。

(a)

保険契約者が、支払うべき保険料の正確な金額及び支払いの期日を記載した請求書を受領したこと。

(b)

保険料の支払期日を過ぎた後に、保険者が、支払うべき保険料の正確な金額についての催告書を保険契約者に対して送付し、少なくとも2週間の追加的な支払期間を与え、かつ支払いがなされなければ直ちに保障（補償）が停止することを保険契約者に対して警告したこと。

(c) 支払いがなされることなく、(b) 号の要件に定める追加的な期間が経過したこと。

(2)

保険者は、第 1 項 (b) 号に定める追加的な期間が経過した後は、責任から免れる。保障 (補償) は、契約が第 5 : 1 0 3 条にしたがって解約された場合を除き、保険契約者が支払うべき金額を支払ったときは直ちに将来に向かって復活する。

第 5 : 1 0 3 条 契約の解約

(1)

保険料が支払われないまま第 5 : 1 0 1 条 (b) 号又は第 5 : 1 0 2 条第 1 項 (b) 号に定める期間が経過したときは、保険者は、書面による通知をもって契約を解約することができる。ただし、第 5 : 1 0 1 条 (b) 号所定の請求書又は第 5 : 1 0 2 条第 1 項 (b) 号所定の催告書に保険者の契約解約権が記載されている場合に限る。

(2)

保険者が以下の期間内に支払いを求める訴えを提起しない場合には、契約は解約されたものとみなす。

(a) 第 1 回の保険料については、第 5 : 1 0 1 条 (b) 号に定める期間の経過後 2 ヶ月以内。

(b)

2 回目以降の保険料については、第 5 : 1 0 2 条第 1 項 (b) 号に定める期間の経過後 2 ヶ月以内。

第 5 : 1 0 4 条 保険料の可分性

保険契約が契約期間の満了前に解約されたときは、保険者は、解約より前の期間にかかる保険料のみを請求することができる。

第 5 : 1 0 5 条 保険料を支払う権利

以下のいずれかの場合には、保険者は、第三者による支払いを拒んではならない。

(a) 第三者が保険契約者の同意を得て行為するとき。

(b)

第三者が保障 (補償) の継続について正当な利益を有している場合であって、保険契約者が支払期限に支払いを行わないとき又は支払いを行わないであろうことが明らかであるとき。

第 6 章

保険事故

第6：101条 保険事故の通知

(1)

保険事故の発生は、保険保障(補償)の存在及び保険事故の発生を知り、又は知るべきであったことを条件として、通知義務を負っている者、すなわち場合に応じて保険契約者、被保険者又は保険金受取人により、保険者に通知されなければならない。第三者による通知も効力を有する。

(2)

当該通知は遅滞なくされなければならない。通知は発信により効力を有する。契約上で所定期間内の通知を義務づけている場合には、その期間は、5日以上であつてかつ合理的な期間でなければならない。

(3) 支払保険金は、保険者が通知の遅滞により損害を被ったことを証明した限度で減額される。

第6：102条 請求時の協力

(1)

保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、保険事故の調査、とりわけ以下の事項について、合理的な要求があれば保険者に協力しなければならない。

- 保険事故の原因及び結果についての情報
- 保険事故に関する書証その他の証拠
- 関係する場所への立ち入り

(2)

第1項に違反した場合、第3項の適用を妨げることなく、保険金は、保険者が違反により損害を被ったことを証明した限度で減額される。

(3)

第1項の違反が、損害を発生させる意図をもって又は損害の発生のおそれがあることを認識しながら無謀になされたときは、保険者は保険金を支払う義務を負わない。

第6：103条 請求の承諾

(1) 保険者は、請求に速やかに応ずるようあらゆる合理的な手段をとらなければならない。

(2)

請求は、関係する書類その他情報を受領してから1ヶ月以内に理由を付した書面による通知をもって請求を拒絶し又は承諾を延期しない限り、承諾されたものとみなされる。

第6：104条 履行期

(1)

請求を承諾したときは、保険者は、遅延なく、支払いを行い、又は約定された役務を提供しなければならない。

(2)

請求金額の全額が確定される以前であっても、少なくともその一部分について請求者の権利が認められる場合には、その部分は遅延なく支払われ又は給付されなければならない。

(3)

保険金の支払いは、第 1 項の場合も第 2 項の場合も、その請求金額を承諾したとき、又は保険金額の全部若しくは一部が確定したときから、1 週間以内にされなければならない。

第 6 : 1 0 5 条 支払いの遅延⁸

(1)

保険金が第 6 : 1 0 4 条に従って支払われなかった場合には、請求権者は、その金額につき、支払いがなされるべき日から支払い日まで、欧州中央銀行が当該半期の最初の暦日直前に実施していた主要リファイナンス・オペレーションに適用した利率に 8 パーセントを加えた利息を請求することができる。

(2)

請求権者は、このほかに保険金の支払いの遅延によって被った損害があるときは、その賠償を求めることができる。

第 7 章

消滅時効

第 7 : 1 0 1 条 保険料支払請求権

保険料支払請求権は、支払期日から 1 年間行われなるときは、時効によって消滅する。

第 7 : 1 0 2 条 保険給付請求権

(1)

保険給付請求権は、原則として、保険者が請求に関する最終の決定を行い又は第 6 : 1 0 3 条により行ったとみなされた時から 3 年間行われなるときは、時効によって消滅する。ただし、いかなる場合にも、請

⁸ 本条は、支払遅延指令(2000/35/EC)第3条1項(d)をモデルとしている。

求権は保険事故の発生時から10年経過したとき、時効によって消滅するが、生命保険の場合にはこの期間は30年間とする。

(2)

生命保険の解約返戻金の支払請求権は、保険契約者が保険者から確定的な計算書を受領した時から3年間行われなるときは、時効によって消滅する。ただし、いかなる場合にも、生命保険契約の終了から30年を経過した時から、請求権は、時効によって消滅する。

第7：103条 時効に関するその他の事項

PEICL第7：101条および第7：102条の適用を妨げることなく、保険契約から生ずる請求権には、ヨーロッパ契約法原則(PECL)⁹第14：101条から第14：503条の規定を適用する。保険契約においては、PEICL第1：103条第2項に従って、これと異なる合意をすることができる。

第2部

損害保険に共通する規定

第8章

保険金額及び保険価額

第8：101条 支払い額の上限

(1)

保険者は、被保険者が現実には被った損失をてん補するために必要な金額を超える支払いをする義務を負わない。

(2)

保険の目的物の価額について合意する条項は、合意された価額が目的物の現実の価額を超えているときでも、価額についての合意がなされた時に保険契約者又は被保険者の側に合意成立に対して影響を与えた詐欺又は不実告知がない限り効力を有する。

第8：102条 一部保険

⁹ Lando/Beale (eds.), *Principles of European Contract Law, Parts I and II* (Kluwer Law International, The Hague 2000), Lando/Clive/Prüm/Zimmermann (eds.), *Principles of European Contract Law, Part III* (Kluwer International, The Hague 2003) 参照。

(1)

保険者は、保険金額が、保険を付された財産の保険事故発生時の価額に満たない場合にも、保険金額の限度で損失をてん補する責任を負う。

(2)

この規定にかかわらず、保険者は、第 1 項に従い補償を提供する場合において、支払われる保険金が損失発生時の財産の現実の価値に対して保険金額が有する割合に限定されるという内容の保険を提供することもできる。この場合には、第 9 : 1 0 2 条に定める損害軽減のための措置に要する費用も、同じ割合でてん補される。

第 8 : 1 0 3 条 超過保険の場合の条件変更

(1)

保険金額が保険契約の下で生じ得る最大の損失額を超える場合には、いずれの当事者も、残存する契約期間について、保険金額の減額及びこれに対応した保険料の減額を請求することができる。

(2)

請求がなされてから 1 ヶ月以内に減額について合意に達しないときは、いずれの当事者も契約を解約することができる。

第 8 : 1 0 4 条 重複保険

(1)

同一の利益が 1 以上の保険者により独立に補償されているときは、被保険者は、いずれか 1 以上の保険者に対して、被保険者が現実に被った損失をてん補するために必要な限度まで請求をすることができる。

(2)

請求を受けた保険者は、他の保険者に対する求償権の行使を妨げることなく、自己の保険証券上の保険金額に達するまでの金額を、損害防止費用が支出されているときはそれとともに支払わなければならない。

(3)

保険者間においては、第 2 項に定める権利及び義務は、それぞれが被保険者に対して独立に責任を負う金額に比例するものとする。

第 9 章

保険金請求権

第 9 : 1 0 1 条 損失との因果関係

(1)

保険契約者又は被保険者は、損失を発生させる意図をもって又は損失の発生のおそれがあることを認識ながら無謀にした自己の側の行為又は不作為により損失が発生した限度においては、損害のてん補を請求することができない。

(2)

過失の程度に従って保険金を減額する明瞭な保険証券上の規定があればそれに従うことを条件として、保険契約者又は被保険者は、過失のある行為又は不作為により発生した損失に対して、てん補を請求することができる。

(3) 第 1 項及び第 2 項において、損失の回避又は軽減を怠ったことは損失との因果関係に含まれる。

第 9 : 1 0 2 条 損害軽減費用

(1)

保険者は、保険契約者又は被保険者が補償される損失を軽減するための措置を取ったことにより負担した費用又は被った損害の額について、損失を軽減する効果がなかった場合であっても、保険契約者又は被保険者がその措置を当該事情の下で合理的と信じたことが相当である限度において、てん補しなければならない。

(2)

保険者は、第 1 項に従って取られた措置については、補償される損失のてん補と合計すれば支払金額が保険金額を超えるときであっても、保険契約者又は被保険者に対して、てん補しなければならない。

第 1 0 章

代位権

第 1 0 : 1 0 1 条 代位

(1)

第 3 項の適用を妨げることなく、保険者は、被保険者に対しててん補をした範囲内で、損失につき責任ある第三者に対して代位権を行使することができる。

(2)

被保険者は、第三者に対する権利を放棄したことにより保険者の代位権を害したときは、その限度で当該損失に対するてん補を受ける権利を失う。

(3)

保険者は、保険契約者若しくは被保険者の世帯の構成員、保険契約者若しくは被保険者に対してこれと同等の社会的関係にある者又は保険契約者若しくは被保険者の被用者に対しては、それらの者が損失を発生

させる意図をもって又は損失の発生のおそれがあることを認識ながら無謀に損失を発生させたことを証明した場合を除き、代位権を行使することができない。

(4) 保険者は、代位権の行使によって被保険者の利益を害することはできない。

第 1 1 章

保険契約者と被保険者が異なる場合

第 1 1 : 1 0 1 条 被保険者の権利

(1)

保険契約者以外の者のためにする保険契約においては、保険事故が発生した時は、その保険契約者以外の者が保険金を請求することができる。

(2)

保険契約者は、以下のいずれかの場合を除き、保険契約者以外の者のためにする補償を撤回することができる。

(a) 保険証券に別段の定めがある場合。

(b) 保険事故が発生した場合。

(3) 撤回は、書面による撤回の通知が保険者に対してなされた時に効力を生ずる。

第 1 1 : 1 0 2 条 被保険者の知又は不知

第 1 1 : 1 0 1 条に定める被保険者の知又は不知は、保険契約者が保険者に対してその情報を提供する義務を負っている場合、自己が被保険者であることをその者が知っていたときを除き、保険契約者の知又は不知として扱われない。

第 1 1 : 1 0 3 条 一人の被保険者による義務の違反

一人の被保険者による義務の違反は、危険が一体として補償されている場合を除き、同一の保険契約上の他の被保険者の権利に影響を及ぼさない。

第 1 2 章

被保険利益

第12：101条 被保険利益の欠如

(1)

被保険利益が、契約の締結時にも保険期間内のいかなる時点にも存在しないときは、保険料の支払い義務は発生しない。ただし、保険者は、負担した費用について合理的な金額を請求することができる。

(2)

被保険利益が保険期間中に存在しなくなった場合には、契約は、保険者がそのことを知らされた時に終了したものとみなす。

第12：102条 財産の移転

(1)

保険を付された財産に対する権利が譲渡されたときは、保険契約は、より早い時点の契約終了を保険契約者と譲受人が合意しない限り、譲渡から1ヶ月後に終了する。この規定は、保険契約が将来の譲受人の利益のために締結されている場合には、適用しない。

(2) 保険を付された財産の譲受人は、付保された財産の危険が移転した時から被保険者とみなされる。

(3) 第1項及び第2項の規定は、次のいずれかの場合には適用しない。

(a) 保険者、保険契約者及び譲受人が別段の合意をするとき。

(b) 相続によって権利が移転するとき。

第3部

定額保険に共通する規定

第13章

適法性

第13：101条 定額保険

定額保険は、傷害、疾病、生命、婚姻、出生その他の人保険に限って契約することができる。

第4部

責任保険

第 14 章

普通責任保険

第 14 : 101 条 防御費用

保険者は、第 9 : 102 条に従って負担した防御費用をてん補する。

第 14 : 102 条 被害者の保護

被害者は、書面により同意したときを除き、保険契約者または被保険者と保険者の間において、合意、権利の放棄、弁済その他これに準ずる行為により保険証券に基づく保険金請求が決済されたことによって、その地位を左右されない。

第 14 : 103 条 損害の招致

(1)

保険契約者及び被保険者は、損害を発生させる意図をもってした自己の作為又は不作為によって損害が発生した限度において、保険金の支払いを受ける権利を失う。保険契約者及び被保険者が、損害発生後に、保険者がした特定の指示に従わなければ損害が拡大することを知りながら無謀に、保険者がした特定の指示に従わなかったときも、前段の規定が適用される。

(2) 第 1 項の適用上、損害の招致には損害を回避又は軽減しなかったことを含む。

(3)

過失の程度に応じて保険金を減額することを定めた保険証券上の明瞭な条項があればそれに従うことを条件として、保険契約者又は被保険者は、損害が発生した後に保険者がした特定の指示に過失によって従わなかったために発生した損害については、保険金の支払いを請求することができる。

第 14 : 104 条 責任の自認

(1)

保険契約者又は被保険者が被害者の請求を承諾し、又はそれに対して弁済した場合には保険者が責任を免れるものとする保険契約の条項は、無効とする。

(2)

保険者は、同意した場合を除き、被害者と保険契約者又は被保険者の間の合意によって拘束されない。

第14：105条 譲渡

被保険者が保険証券に基づく請求権を譲渡する権利を持たないことを定める保険契約の条項は、無効とする。

第14：106条 無請求割引 / メリット・デメリット制

(1)

保険契約者は、最近5年間の自己の保険金請求履歴に関する記録をいつでも請求することができる。

(2)

保険者が、保険証券に基づく支払いの件数又は金額によって、保険料その他の条件を決定するときは、他の保険者に対する保険契約者の最近5年間の保険金請求履歴を十分に考慮しなければならない。

第14：107条 保険事故

(1)

保険事故は、被保険者が責任を負うこととなる事実であって保険契約の責任期間内に発生したものとする。ただし、商業上又は職業上の責任を目的とする保険契約において、当事者が被害者による請求その他の基準により保険事故を定義する場合はこの限りではない。

(2)

契約当事者が被害者による請求を基準として保険事故を定義する場合は、責任期間内にされた請求及びそれに続く5年以上の期間内にされた請求であって責任期間の終了前に発生した事実に基づくものに対する補償が引き受けられるものとする。保険契約においては、申込人が請求権の発生を予見できた事情を契約締結時に知っていたか又は知るべきであった場合について補償を引き受けないものとすることができる。

第14：108条 請求額が保険金額を超える場合

(1)

複数の被害者に対して支払うべき総額が保険金額を超えるときは、割合に応じて減額して支払うものとする。

(2)

他の被害者の存在を知らないまま誠実に、知れている被害者に対して保険金を支払った保険者は、他の被害者に対して保険金額の残額に達するまで支払う義務を負う。

第15章

直接請求権及び直接訴訟

第15：101条 直接請求権及び抗弁

(1)

次に掲げるいずれかの場合には、被害者は、保険契約者又は被保険者が責任を負う限度で保険者に対して支払いを求める直接の請求権を保険契約上有する。

(a) 保険が強制されているとき。

(b) 保険契約者又は被保険者が無資力であるとき。

(c) 保険契約者又は被保険者が清算され又は解散したとき。

(d) 被害者が人身損害を受けたとき。

(e) 責任を規定する法が直接請求権を定めているとき。

(2)

保険者は、被害者に対して、保険を強制する規定において禁じられている場合を除き、保険契約に基づく抗弁を主張することができる。ただし、損害の発生後における保険契約者若しくは被保険者又はその双方の行動を理由とする抗弁を主張することはできない。

第15：102条 情報提供義務

(1)

保険契約者及び被保険者は、被害者が求めるときは、直接請求をするために必要な情報を提供しなければならない。

(2)

保険者は、直接請求を受けてから2週間以内に遅滞なく、書面によって、請求について保険契約者に通知しなければならない。保険者がこの義務を怠ったときは、被害者に対する支払い又は義務の承認は、保険契約者の権利に影響を与えない。

(3)

保険契約者が、第2項に基づく通知を受領してから1か月以内に保険事故に関する情報を保険者に提供しないときは、保険契約者は、保険者が被害者と直接決済することに同意したものとみなす。その通知を所定の時期に現実に受領した被保険者についても、この規定を適用する。

第15：103条 責任の消滅

保険者は、次に掲げる場合に限り、保険契約者又は被保険者に対する保険金の支払いによって被害者に対する義務を免れる。

(a) 被害者が直接請求権を放棄したとき。

(b)

被害者が保険者の書面による照会から4週間以内に直接請求権を行使する意思を保険者に通知しなかったとき。

第15:104条 時効

(1)

保険者に対する請求権は、被保険者によるか被害者によるかを問わず、被害者の被保険者に対する請求権が時効により消滅する時に、時効によって消滅する。

(2)

被害者の被保険者に対する請求権の消滅時効期間は、保険者に対する直接請求がされたことを被保険者が知った時から、直接請求が決済され、又は保険者によって明確に拒絶された時までの間は、消滅時効は進行しない。

第16章

強制保険

第16:101条 適用範囲

(1)

当事者は、次に掲げる場合の義務を履行するために締結される保険契約について、PEICLを選択することができる。

(a) 欧州共同体の法によって義務づけられている場合。

(b) 加盟国によって義務づけられている場合。

(c)

加盟国以外の国によって義務づけられている場合。(その国の法により認められている限度において。)

(2)

保険契約は、保険契約を締結する義務を定めた規定に合致していなければ、その義務を履行したものと認められない。

第5部

生命保険

第17章

生命保険についての特則

第1節

第三者

第17：101条 第三者の生命に対する生命保険

保険契約者以外の者の生命に対する保険契約は、保険対象者が説明を受けた上で、書面によりかつ署名で確認された同意を与えた場合を除いて、無効とする。保険金受取人の変更、保険金額の増額及び契約期間の変更を含む契約の事後的な変更は、これと同じ同意がなければ効力を持たない。保険契約又は保険金請求権の譲渡及び担保権の設定についても、同様とする。

第17：102条 保険金受取人

(1)

保険契約者は、一人又は二人以上の保険金受取人を指定することができ、また、指定が撤回不能と表示されていない限り、その指定を変更又は撤回することができる。指定、変更及び撤回は、遺言による場合を除き、書面によって行い、保険者に送付しなければならない。

(2)

指定、変更又は撤回をする権利は、保険契約者の死亡又は保険事故の発生のいずれかの事由が発生した時に、消滅する。

(3) 次に掲げる場合は、保険契約者又は保険契約者の相続人を保険金受取人とみなす。

(a) 保険契約者が保険金受取人を指定していない場合。

(b) 保険金受取人の指定が撤回され、他の保険金受取人が指定されていない場合。

(c) 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡し、他の保険金受取人が指定されていない場合。

(4)

二人以上の保険金受取人が指定されている場合に、保険事故の発生前にそのうちのある者の指定が撤回され、又はある者が死亡したときは、その保険金受取人に支払われることとされていた保険金は、第1項に基づいて保険契約者が別段の指定をしない限り、残余の保険金受取人の間で割合に応じて分配される。

(5)

準拠倒産法において規定された債権者を害する行為の無効、取消し又は履行可能性に関する規定に従うことを条件として、保険契約者の倒産財団には、保険契約者に対して支払われる前の保険金、転換価額又は解約返戻金に対する権利がないものとする。

(6)

第1項に基づいて指定された者に対して保険金を支払った保険者は、その者が保険金を受け取る権利を有しないことを知っていた場合を除き、支払い義務を免れる。

第17：103条 解約返戻金の受取人

(1)

第17：102条に基づく指定にかかわらず、保険契約者は、解約返戻金の受取人を指定し、又はその指定を変更若しくは撤回することができる。指定、変更及び撤回は、書面によって行い、保険者に送付しなければならない。

(2) 次に掲げる場合は、保険契約者を解約返戻金の受取人とみなす。

(a) 解約返戻金の受取人が指定されていない場合。

(b) 解約返戻金の受取人の指定が撤回され、他の受取人が指定されていない場合。

(c) 解約返戻金の受取人が死亡し、他の保険金受取人が指定されていない場合。

(3) 第17：102条第2項及び第4項ないし第6項の規定を準用する。

第17：104条 譲渡又は担保権設定

(1)

保険金受取人が撤回不能なものとして指定されている場合に、保険契約者がした保険契約又は保険金請求権の譲渡又はそれに対する担保権の設定は、保険金受取人が書面により同意しない限り、効力を持たない。

(2)

保険金受取人がした保険金請求権の譲渡又はそれに対する担保権の設定は、保険契約者が書面により同意しない限り、効力を持たない。

第17：105条 相続放棄

保険金受取人が死亡した保険対象者の相続人であって相続を放棄した場合、保険契約に基づく地位は、相続放棄の事実のみによっては影響を受けない。

第2節

契約の初期段階及び期間

第17：201条 申込人の契約前の情報提供義務

(1)

第2：101条第1項に基づいて申込人が告知しなければならない情報には、保険対象者が知っていたか又は知っているべきであった事情を含む。

(2)

第2：102条、第2：103条及び第2：105条に基づく情報提供義務の違反に対する制裁は、契約の締結から5年間に限り、適用することができる。第2：104条に基づく制裁はこの限りではない。

第17：202条 保険者の契約前の情報提供義務

(1)

保険者は、申込人に対して、契約者配当請求権の有無について告げなければならない。この情報を受領したことは、申込書とは別の書面に記載された明示的な文言により確認しなければならない。

(2)

第2：201条に基づいて保険者が提供する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) 保険者について

ソルベンシー及び財務の状況に関する年次報告の発行が義務づけられていることの明示的な指摘

(b) 保険者の契約上の義務について

(i) 各種の給付及びオプションの説明

(ii)

各給付に対応する保険料の割合についての情報。主たる給付と特約による給付がある場合にはその双方を含む。

(iii) 契約者配当の計算及びその分配の方法。適用される監督法の詳細を含む。

(iv) 解約返戻金額及び払済保険金額の表示及びそれらが保証されている限度

(v) ユニットリンク保険の場合 給付が連動する投資単位の説明及び原資産の性質の表示

(vi) 保険契約の種類に応じて適用される税法上の取り扱いについての一般的な情報

(3)

その他、保険契約者が負担することとなる契約上のリスクについて適切な理解を促すための特段の情報が提供されなければならない。

(4)

保険者は、契約により保証された支払いを超えて発生する可能性がある利益の額について数値を摘示する

場合には、申込人に対して、三通りの異なる利回りに対応した保険料計算の原則に基づく満期給付金の額を含むモデル計算を提示しなければならない。この規定は、保険者が責任を負うか否かが確定していない危険を保障する保険契約及びユニットリンク保険契約に対しては、適用しない。保険者は、保険契約者に対して、モデル計算は仮説的な前提に基づくモデルを示すものにすぎないこと及び契約上は支払いの可能性が保証されていないことを、明確にかつ理解しやすく説明しなければならない。

第17：203条 クーリング・オフ期間¹⁰

(1)

生命保険契約については、第2：303条第1項に定めるクーリング・オフ期間は、承諾の受領又は第2：501条及び第17：202条に定める書類の到達のいずれか遅い時点から1か月とする。

(2)

保険契約者が第2：303条第1項に基づいて契約を取消す権利は、契約の締結から1年を経過したとき、消滅する。

第17：204条 保険契約者の契約終了権

(1)

保険契約者は、契約締結から1年よりも早い時期に終了の効力が発生する場合を除き、転換価額又は解約返戻金を伴わない生命保険契約を終了することができる。一時払い保険料が支払われている場合には、契約期間の満了前には終了権がないものとしてすることができる。終了は、書面によってしなければならないが、保険者が終了の通知を受領してから2週間後に効力を発生する。

(2)

生命保険契約が転換価額又は解約返戻金を伴うときは、第17：601条ないし第17：603条を適用する。

第17：205条 保険者の契約終了権

保険者は、この章で認められる範囲においてのみ生命保険契約を終了することができる。

第3節

契約期間中の変更

¹⁰

第17：203条第1項は、生命保険契約に関する指令(2002/83/EC)第35条及び通信販売指令(2002/65/EC)第6条をモデルとしている。

第17：301条 保険者の契約後の情報提供義務

(1)

保険者は、保険契約に契約者配当がつく場合には、その現在価額を毎年書面に記載して保険契約者に提示しなければならない。

(2)

第2：701条の義務に加えて、保険者は、次に掲げる事項に関する変更を、遅滞なく保険契約者に知らせなければならない。

(a) 主契約及び特約を含む保険契約条件

(b) 保険契約条件の変更又はPEICLの改正の場合

第2：201条(f)及び(g)並びに第17：202条第2項(b)(i)ないし(v)に定める情報

(3)

第17：202条第4項の規定は、契約期間中のいずれかの時点において、可能性がある給付金の額の予測について数値が提示される場合にも適用する。保険者が、契約の締結の前であると後であるとを問わず、将来の利益配当の可能性について数値を提示した場合には、保険者は、保険契約者に対して、実績と当初の数値の相違について知らせなければならない。

第17：302条 危険の増加

生命保険契約において、年齢又は健康の悪化を第4：201条に定める危険の増加として規定する条項は、第2：304条に基づき不当条項とみなす。

第17：303条 保険料及び保険給付の調整

(1)

保険者が責任を負うことが確定している危険を保障する生命保険契約においては、保険者は、第2項及び第3項に従ってのみ調整をすることができる。

(2)

保険料の増額は、保険料の算定の基礎に用いられる余命リスクについて予見不能かつ恒久的な変化が発生した場合であって、保険料の増額が保険者の保険給付を行う持続的な能力を保証するために必要であり、かつその増額に対して独立監査人又は監督当局が同意したときに、認められ得る。保険契約者は、保険料の増額を、保険給付を相応に減額することによって解消することができる。

(3)

払い済み保険の場合には、保険者は、第2項に定める条件の下で保険給付を減額することができる。

(4) 第2項及び第3項に定める調整は、次に掲げる場合には、認められない。

(a)

保険料若しくは保険給付又はその双方の計算において、有能でかつ注意深い保険計理人であれば気付いたはずの誤りがあった場合。

(b) 前提となる計算が、調整後に締結されたすべての契約に対して適用されていない場合。

(5)

保険料の増額又は給付の減額は、保険者が、保険料の増額又は保険給付の減額、その理由及び保険契約者から保険給付の減額を請求する権利について、書面によって保険契約者に通知してから3か月後に効力を生ずる。

(6)

保険者が責任を負うことが確定している危険を保障する生命保険契約において、保険料の算定の基礎に用いられる余命リスクについて予見不能かつ恒久的な変化により、保険者が保険給付を行う持続的な支払能力を確保するために、当初の保険料がもはや適切ではなく、かつ必要ではなくなったときは、保険契約者は保険料の減額を求めることができる。減額は、独立監査人又は監督当局によって同意されなければならない。

(7) この条に定める権利は、契約の締結後5年を経過するまでは行使することができない。

第17：304条 契約条件の変更

(1)

保険者が保険料及び保険給付以外の契約条件を変更することができるものとする条項は、その変更が次に掲げる目的のため必要である場合を除き、無効とする。

(a) 監督当局による強制的な処分その他監督法の改正に従うため

(b) 労働者の年金制度にかかる準拠国内法の強行規定の改正に従うため

(c) 生命保険契約が税法上の特別の取り扱い又は国の補助金の要件を満たすための条件を定める国内法令の規定の改正に従うため

(d) 第2：304条第2項第2文に従って契約条項を置き換えるため

(2)

変更は、保険契約者に対して変更及びその理由を通知する書面を被保険者が受領した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の初日に効力を生じる。

(3) 第1項の適用は、変更権条項の有効性に関する他の要件の適用を妨げない。

第4節

国内法との関係

第17：401条 年金制度

年金制度に関する生命保険契約は、年金制度にかかる準拠国内法の強行規定の適用を受ける。PEICLは、それらの規定に反しない限度でのみ適用する。

第17：402条 税法上の取り扱いおよび国の補助金

PEICLは、税法上の特別の取り扱い又は国の補助金の要件を満たすために生命保険契約に対して課される特別の条件を定める国内法令を変更するものではない。準拠国内法のそれらの条件とPEICLが抵触する時は、PEICLは適用排除される。

第5節

保険事故

第17：501条 保険者の調査及び情報提供義務

(1)

保険事故が発生した可能性があると信ずる理由を有する保険者は、これを確認するための合理的な手段をとらなければならない。

(2)

保険事故の発生を知った保険者は、保険金受取人及びその住所を知るために当該状況の下で最善の努力を尽くし、その者に対して相応の情報提供をしなければならない。その情報提供は、保険者が保険金受取人及びその住所を知った時から、30日以内にしなければならない。

(3)

保険者が第2項に違反したときは、保険金受取人の請求権の消滅時効は、保険金受取人が自己の権利を現実に知る時までの間は、進行しない。

第17：502条 自殺

(1)

保険契約の締結後1年以内に保険対象者が自殺したときは、保険者は、保険金を支払う義務を免れる。この場合、保険者は解約返戻金及び第17：602条に基づく剰余金配当を支払わなければならない。

(2) 第1項は、次に掲げる場合には適用しない。

(a)

保険対象者が、自殺した時に自己の意思を自由に決定する能力を持たない精神状態で行動していた場合。

(b)

保険契約を締結した際に、保険対象者が自殺を意図していなかったことが合理的な疑いを超える程度に証明された場合。

第17：503条 故意による保険対象者の殺害

(1)

保険金受取人が保険対象者を故意に死亡させたときは、その者に対する保険金受取人の指定は撤回されたものとみなす。

(2) 保険金請求権の譲渡は、譲受人が保険対象者を故意に死亡させたときは、無効とする。

(3)

保険契約者が保険金受取人でもある場合に、保険対象者を故意に死亡させたときは、保険金は一切支払われない。

(4)

正当防衛その他の正当な理由により、保険金受取人又は保険契約者が、保険対象者を死亡させた場合には、この条は適用しない。

第6節

転換及び解約

第17：601条 契約の転換

(1)

第5：103条は、転換価額又は解約返戻金を伴う生命保険契約には適用しない。転換価額又は解約返戻金を伴う契約は、保険契約者が第2項に定める情報を受領したときから4週間以内に解約返戻金の支払いを求める場合を除き、払い済み保険に転換される。

(2)

保険者は、第5：101条(b)又は第5：102条第1項(b)に定める期間の満了後4週間以内に、保険契約者に対して、転換価額および解約返戻金の額を知らせ、保険契約者に転換と解約返戻金支払いのいずれかを選択させなければならない。

(3) 転換請求又は解約返戻金の支払いの請求は、書面によってしなければならない。

第17：602条 解約

(1)

保険契約者は、保険契約の締結後1年を経過する前に効力を発生する場合を除き、いつでも、書面により、保険者に対して保険契約に伴う解約返戻金の一部又は全部の支払いを求めることができる。この場合には、その契約は変更され、又は終了する。

(2)

第17：601条の規定に従うことを条件として、解約返戻金を伴う生命保険契約が保険者によって終了され、撤回され、又は取消されたときは、保険者は、第2：104条の場合であっても、解約返戻金を支払わなければならない。

(3)

保険者は、保険契約者に対して、請求があった時に、また請求がない場合にも1年に1回は、解約返戻金の現在価額及びそれが保証されている限度について、情報提供しなければならない。

(4)

保険契約者が請求できる剰余金の配当は、解約返戻金の計算において配当金が加算されている場合を除き、解約返戻金に加えて支払わなければならない。

(5)

この条に定める金額は、保険者が保険契約者の請求を受領したときから2か月以内に支払わなければならない。

第17：603条 転換価額・解約返戻金

(1) 保険契約には、保険者の所在するEU加盟国の法に従って計算される、転換価額若しくは解約返戻金又はその双方の計算方法を記載しなければならない。転換価額若しくは解約返戻金又はその双方を計算する方法として記載された方法は、確立された保険計理の原則及び第2項の規定に従ったものでなければならない。

(2)

保険者が契約締結の費用を控除する場合には、均等額により、かつ5年以上の期間にわたってしなければならない。

(3)

保険者は、解約返戻金の支払いにかかわる費用を補てんするために、確立された保険計理の原則に従って計算された適切な金額を、解約返戻金の計算において既に減額されている場合を除き、控除することができる。

第6部

団体保険

第18章

団体保険の特則

第1節

団体保険通則

第18：101条 適用範囲

団体保険契約は、団体代表者及び保険者が第1：102条に従って契約を締結した場合に、PEICLの適用を受ける。団体保険は、全員加入であってこの章の第2節の適用を受けるもの、又は任意加入であってこの章の第3節の適用を受けるもののいずれかとする。

第18：102条 団体代表者の一般的な注意義務

(1)

団体保険契約の交渉及び履行に際して、団体代表者は、注意を尽くし、かつ誠実に団体構成員の正当な利益を考慮して行動しなければならない。

(2)

団体代表者は、団体構成員に対して、保険者が発した通知をすべて伝達し、また契約の修正をすべて知らせなければならない。

第2節

全員加入団体保険

第18：201条 PEICLの適用

PEICLは、必要に応じて全員加入団体保険に準用する。

第18：202条 情報提供義務

(1)

団体構成員が団体に加入したときは、団体代表者は、次に掲げる事項全てを、遅滞なく構成員に知らせなければならない。

- (a) 保険契約の存在
- (b) 保障 (補償) の範囲
- (c) 予防措置及び保障 (補償) を維持するためのその他の条件
- (d) 請求の手続

(2)

第 1 項により義務づけられる情報を団体構成員が受領したことの証明責任は、団体代表者が負う

。

第 18 : 203 条 保険者による終了

(1)

第 2 : 604 条の適用上、保険契約者による契約終了権の行使は、保険事故が発生した構成員を保障 (補償) から除外することに限定されているときに限って合理的であるものとする。

(2)

第 4 : 102 条及び第 4 : 203 条第 1 項の適用上、保険者による契約終了権の行使の効果は、義務づけられた予防措置をとらなかった構成員又は危険の増加が生じた構成員を保障 (補償) から除外することに限られる。

(3)

第 12 : 102 条の適用上、保険契約の終了の効果は、保険が付された財産を譲渡した構成員を補償から除外することに限られる。

第 18 : 204 条 保障を継続する権利—団体生命保険

(1)

全員加入団体生命保険が終了され、又は構成員が団体を離脱したときは、保障は、3 か月後又は団体生命保険契約の終了時のいずれか早い時点に終了する。この場合、構成員は、当該保険者との間で、新たな危険選択を受けることなく、新たな個人契約に基づいて同等の保障を受ける権利を有する。

(2)

団体代表者は、団体構成員に対して、次に掲げる事項を遅滞なく、書面により知らせなければならない。

- (a) 団体生命保険契約に基づく保障の終了が迫っていること
- (b) 第 1 項に定める権利
- (c) その権利を行使する方法

(3)

団体構成員が第18：204条第1項に定める権利を行使する意思表示をしたときは、保険者と団体構成員との間の契約は、団体構成員の現在の健康状態及び年齢を勘案することなく、その時点の個人保険契約を基礎として計算された保険料により、個人保険契約として継続する。

第3節

任意加入団体保険

第18：301条 任意加入団体保険通則

(1)

任意加入団体保険契約は、保険者と団体代表者との間の基本契約とこの基本契約に基づき保険者と団体構成員との間で締結される個人保険契約とが複合したものとみなす。

(2)

PEICLは、団体代表者と保険者がその適用に同意した場合に、個人保険契約に適用する。ただし、基本契約には、第18：101条及び第18：102条を除きPEICLを適用しない。

第18：302条 契約条件の変更

基本契約の契約条件の変更は、第2：603条、第17：303条及び第17：304条の要件に従って、適切になされた場合に限り、個人保険契約に対して効力を有する。

第18：303条 保障（補償）の継続

基本契約の終了又は個々の団体構成員の構成員資格の喪失は、保険者と構成員の間の保険契約に対して影響を及ぼさない。